

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉における水産物への影響を精査するとともに、国内水産業の持続的発展が図られるよう、万全の国内対策を速やかに講じること。
2. 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。
3. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。
また、沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保に努めること。
4. 安全で良質な国産水産物が安定した価格で安定供給されるよう、「つくり育てる漁業」への支援を充実強化すること。
また、養殖用配合飼料等の価格変動により経営に大きな影響を受けている漁業者等に対する経営安定化のための対策を継続・強化すること。
5. 世界的に水産物需要が増大していることから、輸出拡大を図るため、関係省庁の連携を密にし、輸出先国のHACCP基準等を満たす輸出水産食品取扱施設の早期認定に向けた取組を強力に推進するとともに、当該施設の改修整備に対する支援を拡充すること。
6. 漁港をはじめとする水産基盤の整備・補修・機能保全を図るため、必要な財政措置を講じること。
7. 地球温暖化によると思われる魚種の変化をはじめ、北海道、東北太平洋沿岸における秋サケ資源の回帰率の低下と魚体の小型化等が深刻化していることから、その問題解決に向けた取組を強力に推進すること。

8. 離島地域における漁業者の所得向上及び漁場の生産力の向上等を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を継続すること。
9. トド、アザラシ等の海獣による漁網の破損や漁獲物の食害等の漁業被害に対応するため、今後も継続して、地域の実情に応じた被害防止対策及び支援措置を講じること。